

# 事業計画策定ガイドライン （風力発電）

## 第4節 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）

事業終了後に再生可能エネルギー発電設備が適切に撤去及び処分（ここでは、リサイクル、リユース及び廃棄をいう。）されることは、再生可能エネルギーの長期安定的な発電・自立化を促すために重要である。

本節では、事業終了後の適切な撤去及び処分の実施方法及び計画的な費用の確保についての遵守事項等を示す。

### 1. 計画的な撤去及び処分費用の確保

- ① 事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その実行に係る費用を想定した上で、事業計画を策定すること。
- ② 撤去及び処分費用については、排出事業者等の見積りに基づいて想定するように努めること。
- ③ 計画的な積立等により、事業終了後の撤去及び処分費用の適切な確保に努めること。

#### 【解説】

①②について、FIT法に基づく調達価格の算定に当たって、撤去及び処分費用が考慮されているため、撤去及び処分に際して必要な費用は調達期間を通じて確保できるものと考えられる。なお、撤去及び処分費用の見積り取得が困難である場合には、FIT法に基づく調達価格の算定において想定している建設費の5%以上を目安とすることが望ましい。

③について、事業終了時に撤去及び処分費用を確実に確保するためには、その負担を分散させるために、継続的に積み立てることが望ましい。なお、撤去及び処分費用の積立に際しては、資産除去債務に該当し、会計上の費用算入が認められる場合があるため、公認会計士等へ相談することが有益である。

### 2. 事業終了後の撤去及び処分の実施

- ① 事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定を遵守し、また、風車の倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理すること。発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。
- ② 発電設備の撤去及び廃棄を自ら行う場合、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うこと。